官　庁　報　告

官　庁　事　項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(三)(二)(一)　占用を制限する区域　道路の種類　一般国道　二百二号

区域	備考
糸島市東字スス町三四九番一から同市東字若宮三〇二番一まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合におけるる被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月九日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

登録実施機関の登録事務等の全部廃止について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第27条の規定により許可をおこなったので、同法第32条第３号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年４月８日

九州運輸局長　日向　弘基

記

（単位地域の名称）
　佐賀県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人　佐賀県バス・タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録実施機関の代表者名）
　愛野　時興
（登録事務等を行う事務所の名称）
　佐賀県運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録番号）
　佐賀－１号
（廃止年月日）
　令和８年３月31日

登録実施機関の登録について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定により登録をおこなったので、同法第32条第１号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年４月８日

九州運輸局長　日向　弘基

記

（単位地域の名称）
　佐賀県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人　佐賀県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録実施機関の代表者名）
　齊藤　恭宏
（登録事務等を行う事務所の名称）
　佐賀県運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　佐賀県佐賀市若楠２丁目７番２号
（登録番号）
　佐賀－２号
（登録年月日）
　令和８年３月10日

公　告

諸　事　項

河川法に基づく工作物返還に係る公示

多摩川水系多摩川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年４月８日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　釣り足場（構成部材含む）42基　小屋（構成部材含む）１基　金属製足場板２枚　その他釣り足場に係る用具類一式

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　東京都あきる野市小川地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年２月18日から令和８年３月３日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年３月４日

⑵　保管の場所　東京都八王子市高月町地先（八王子市高月町備蓄ヤード内）

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整第一課に申し出ること。

５　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２－18－１　国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所　占用調整第一課　電話045－503－4015